

事務連絡
令和4年3月17日

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる
追加的支援策の延長について」の周知について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

施設内で療養を行う高齢者施設等については、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金において更なる追加的支援を活用できることとしており、「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策等について」（令和4年2月17日付厚生労働省老健局老人保健課ほか連名事務連絡）等においてお示ししているところです。

今般、令和4年3月21日時点でまん延防止等重点措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、当該追加的支援を令和4年4月末日まで活用できることとし、別添のとおり、「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の延長について」（令和4年3月17日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）を都道府県等に対して発出しました。

貴会におかれましては、別添の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

【別添】

「高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の延長について」（令和4年3月17日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

日本介護医療院協会